

令和 6 年度
地域ケア政策調整会議
高齢者の居場所作業部会
報告書

目次

序章 はじめに

- 1 地域ケア政策調整会議の位置付け
- 2 令和6年度の区レベルでの検討課題
- 3 検討体制
- 4 作業部会の開催

第1章 地域課題と解決の方向性

- 1 めざすべきゴール
- 2 板橋区生活状況に関する調査 報告書
- 3 高齢者の「居場所」と「通いの場」の整理
- 4 閉じこもりがちな人へのアプローチ方法について

第2章 検討結果

- 1 周知活動の強化
- 2 情報の一元化
- 3 その他

序章 はじめに

1 地域ケア政策調整会議の位置付け

地域ケア政策調整会議は、介護保険法 115 条の 48 第 1 項により、包括的・継続的ケアマネジメント事業の効果的な実施のために、市町村が置くよう努める会議（地域ケア会議）のひとつとして位置付けられている。

地域ケア会議とは、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた重要な手法の一つであり、個別の事例について検討する「地域ケア個別会議」と地域ケア個別会議等から明らかになった地域課題を検討し、政策提言等を行う「地域ケア推進会議」の 2 つに大別される。

「地域ケア個別会議」は、地域包括支援センター業務に位置づけられた 5 つの業務（総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント、認知症支援）に対応して、カンファレンスを含む個別支援及び事業で把握した困難事例について検討を行っている。

また、「地域ケア推進会議（日常生活圏域レベル）」（以下、「地区ネットワーク会議」という。）では、「地域ケア個別会議」で抽出した地域課題やその他の業務の中で把握した地域課題を、地域の専門職若しくは地域住民を交えて共有、検討している。

「地域ケア推進会議（区レベル）」（以下、「地域ケア政策調整会議」という。）では、地区ネットワーク会議から提案された地域課題と解決の方向性について、情報共有を行い、その地域課題を踏まえて、課題の解決に向けた新たな施策・事業の実施やサービスの提供体制等について協議・検討し、各部署において取組を進めていく。

各地域ケア会議が連携を密にし、他の多様な業務や会議等を連動させることで、板橋区版 A I P の深化・推進に向けて、地域ケア会議が果たすべき機能を強化していく。

2 令和 6 年度の区レベルでの検討課題

令和 5 年度に開催された地区ネットワーク会議において、各地域が地域課題の検討を行った。

その中で、参加者から「地域と繋がっている人（活動に参加している人）に対しては、声を掛けやすいが、閉じこもり、地域で孤立している人については、声をかけにくい」「地域の高齢者の居場所は、高齢者の活動の場以上の役割（見守り等）を果たしている。」等の意見が複数の地域で出ている。また、令和 6 年度桜川地区における区長懇においても、地域住民から高齢者の活動場所について問題提起されており、区民にとっても関心の高いテーマである。

以上の理由から、令和 6 年度の地域ケア政策調整会議では、「高齢者の孤立を防ぐ「高齢者の居場所」の課題」について、関連する所管部署で連携して、地域課題と解決の方向性の情報共有を行い、より多くの地域で孤立する高齢者を地域に繋げるための施策・事業の実施やサービスの提供体制等について協議・検討し、取組を進めていく。

3 検討体制

地域ケア政策調整会議設置要領第6条に基づき、調整会議の下に新たに作業部会を設け、検討・調整を行った。

○高齢者の居場所作業部会 参加者

所属	第1回	第2回
おとしより保健福祉センター地域ケア推進係	○	○
おとしより保健福祉センター介護予防係	○	○
おとしより保健福祉センター介護普及係	○	○
おとしより保健福祉センター介護普及係		○
おとしより保健福祉センター認知症施策推進係	○	○
長寿社会推進課計画調整係	○	
長寿社会推進課シニア活動支援係	○	○
板橋区社会福祉協議会地域福祉課居場所づくり推進係	○	○
板橋区社会福祉協議会 相談支援課アクティブシニア就業支援センター		○
板橋区シルバー人材センター	○	○
板橋区シルバー人材センター	○	○
【有識者・アドバイザー】 東京都健康長寿医療センター研究所 東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター		○

4 作業部会の開催

	開催日	主な議題
第1回	令和6年8月1日	① 各部署の「高齢者の居場所」に関する事業の課題について情報共有 ② 対応策に関する意見交換
第2回	令和6年9月5日	① 東京都健康長寿医療センター研究所における高齢者の「居場所」と「通いの場」の定義の確認 ② 地域で孤立する閉じこもりがちな人へのアプローチ方法 ③ ①②を踏まえた、板橋区における高齢者の「居場所」と「通いの場」の整理

第1章 地域課題と解決の方向性

1 めざすべきゴール

高齢者の孤立を防ぐ「高齢者の居場所」の課題について、検討し、
地域で孤立する高齢者を地域に繋げる

2 板橋区生活状況に関する調査 報告書

令和4年12月に福祉部生活支援課が、「板橋区生活状況に関する調査」を行った。本調査は、高齢者を対象としたものではないが、課題設定の参考として、作業部会で活用した。

○調査から読み取れた主な結果

無作為抽出調査（標本調査） ※同居家族がひきこもり状態にある者についての回答

- ・ひきこもりの状態になったきっかけ
「長期に療養を要する病気や怪我をした」の割合が最も高く、また「退職した」の割合が3番目に高くなっている。
→ひきこもり状態になる要因として、環境が変わるタイミングであることが多い。
- ・相談した機関
「病院・診療所」が最も高くなっている。
→医師等からの働きかけが効果的である。

ひきこもり状態にある方又はその家族を対象とした当事者調査

- ・ひきこもりの状態を変えるための行動を起こしたきっかけ
「体調の回復」が44.1%、「相談窓口や支援の存在を知ったこと」が41.2%と高くなっているほか、「家族や友人等からの働きかけ」や「家族や友人以外の人からの働きかけ」も高い割合になっている。
→自分以外の周りの人からの働きかけがきっかけとなるケースがある。
- ・ひきこもりの状態を変えるために、必要・役立つと思うもの
「家以外で安心・安全だと感じられる居場所」「就労（仕事探し）の悩みを相談できる相手」「気軽に参加できる趣味や体験活動の場」の割合が高い。
→ひきこもりの当事者も、地域における居場所がひきこもりの状態を変えるために必要・役立つと感じている。
- ・ひきこもりに関することで悩む方々にあると思われる支援等
「家以外で安心・安全だと感じられる居場所」の割合が最も高く、次いで「ひきこもりに関する相談窓口」、「無料で参加できる趣味や体験活動の場」の順となっている。
→引きこもりの当事者は、外出のきっかけとなり、必要に応じて人との交流ができる家以外の居場所を求めている。

3 高齢者の「居場所」と「通いの場」の整理

板橋区における「居場所」と「通いの場」の認識を整理するため、第2回地域ケア政策調整会議作業部会（令和6年9月5日実施）に、「東京都健康長寿医療センター研究所東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター副センター長 植田拓也先生」をお招きし、研究所における高齢者の「居場所」と「通いの場」の定義を確認したうえで、地域で孤立する閉じこもりがちな人へのアプローチ方法について、ご助言いただいた。

（1）介護予防のめざすところ

通いの場は、介護予防の分野からスタートしているため、介護予防のめざすところについて、整理を行った。

個人レベル
心身機能の改善や環境調整などを通じて、日常生活の活動性を高め、家庭や社会への参加、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、生活の質（QOL）の向上につなげること。
社会レベル
要介護状態等になっても、生きがいを持って生活できる地域の実現。

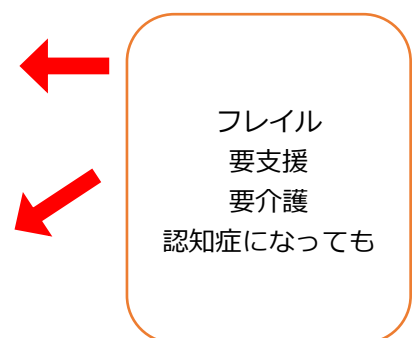
「個人のQOLの向上」と、「QOLの向上を期待できる社会や地域づくり」の両側面が重要

しかし、フレイルの進行に伴い、社会とのつながりが希薄化し、医療、福祉の専門職との関係性のみで、生活が構築されている高齢者も少なくないことが現状である。つまり、社会とのつながりの維持・再構築が重要な視点となる。

介護予防の取組を進めていくうえで、個別支援と地域づくりの視点が重要となるが、通いの場は地域づくりの視点の手段のひとつと言える。

●「自立支援」のための2つの視点

個別支援の視点
「やりたい」を引き出し、「できる」を増やす支援
個別の生活課題の解決
例：自立支援型個別地域ケア会議、短期集中予防サービス（通所・訪問サービスC）、リハビリテーション、在宅看護、介護サービス
地域づくりの視点
「やりたいを実現できる」「参加し続けられる」「やりたいを口に出せる」
地域づくり
地域の生活課題の解決
例：地域づくりによる介護予防（通いの場）、生活支援体制整備事業、地域ケア推進会議

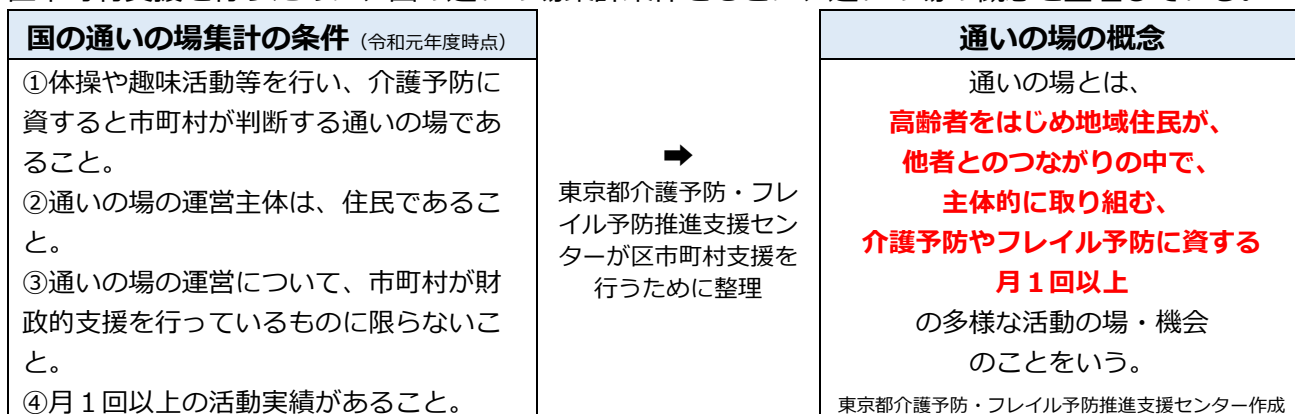


●介護予防事業の経過のまとめ

従前	従前の介護予防（ハイリスクアプローチ） 行政が 提供者 ・住民が 受給者
平成26年	これからの介護予防（ポピュレーションアプローチ） 住民が 運営者 ・行政が 支援者 何らかの支援が必要な高齢者の社会参加の選択肢の拡充による社会参加の継続や心身機能の維持
令和元年	通いの場の 多様化 ・機能強化 事業のPDCA 活動に無関心な元気・フレイル高齢者の社会参加につながる多様な選択肢の拡充

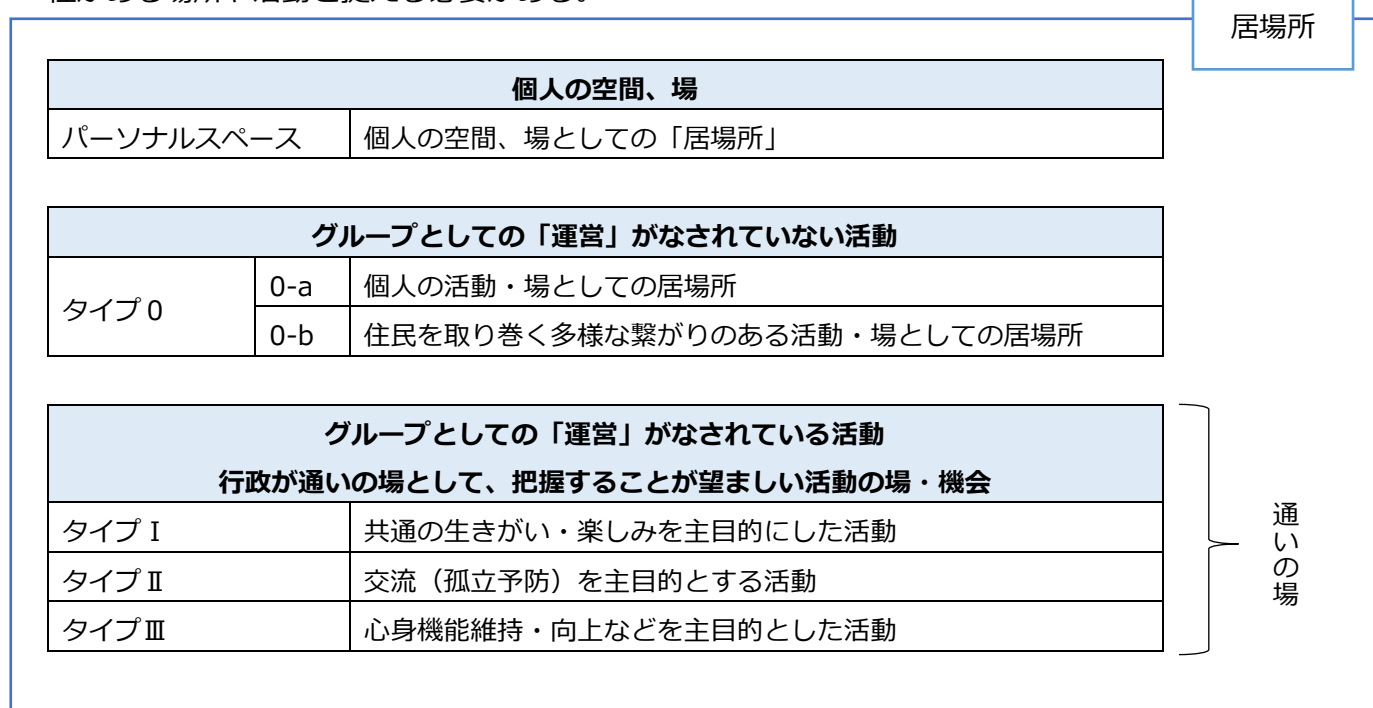
（２）通いの場と居場所の概念と類型

通いの場に多様性という言葉が示され、東京都介護予防・フレイル予防推進支援センターでは、区市町村支援を行うために、国の通いの場集計条件をもとに、通いの場の概念を整理している。



一方、「居場所」については、「令和４年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業（地域包括ケアシステムを構成する地域資源としての高齢者の「居場所」に関する調査研究事業）」において、高齢者の多様な社会参加の選択肢として、地域包括ケアシステムと連動可能な場としての「居場所」を提示することを目的とするため、「その場にいることや属することにより、安らぎ・安心、やりがい、自己実現、楽しみを感じることができる活動・場所」と定義している。そのため、「居場所」には、グループ活動のみならず、個人的な活動や場、運営されていない（ゆるやかなつながりの）活動・場も含まれる。

行政が居場所や通いの場を把握、整理するために、高齢者における「居場所」の類型が整理されている。ただし、自分の「居場所」を決めるのは、個人の主観であるため、居場所となり得る可能性がある場所や活動と捉える必要がある。

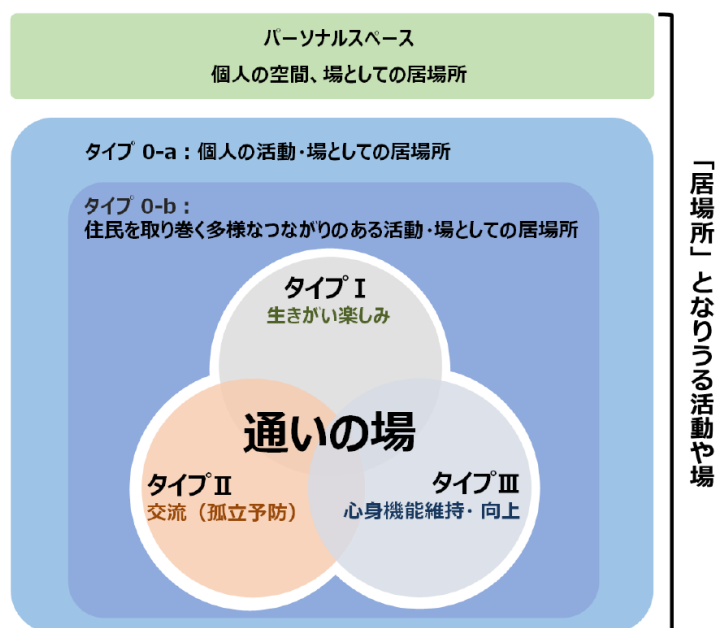


（３）居場所と通いの場の関係

「居場所」と「通いの場」の定義の違いは、「居場所」は、個人の主観を起点とした、安らぎや楽しみを感じられる選択肢としての場や活動であり、「通いの場」は、外形的に把握ができる介護予防やフレイル予防に資する場や活動を示す。

定義に基づき、「居場所」と「通いの場」を整理すると、個人の主観を起点とした「居場所」の方が多様性がより豊かであると考えられ、「通いの場」は「居場所」に含まれる考え方と捉えられる。

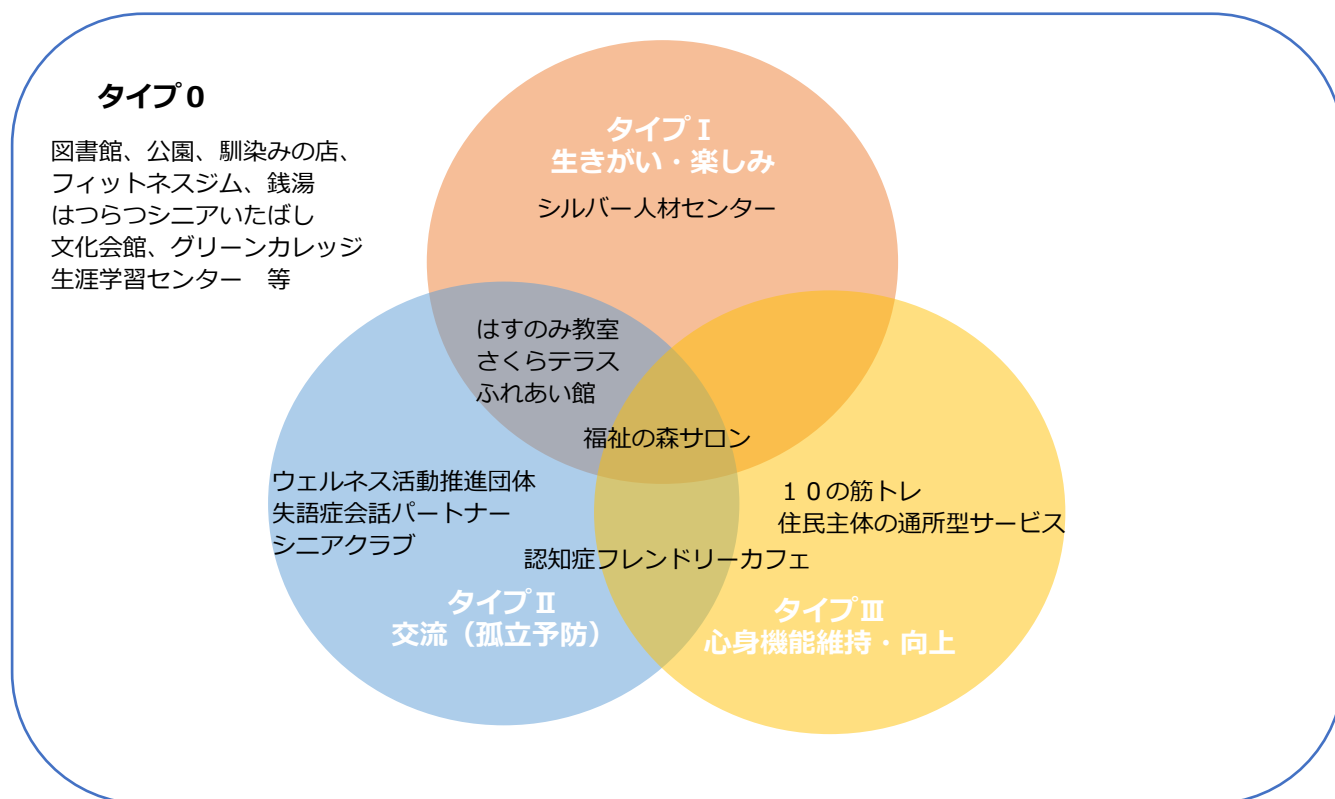
居場所と通いの場の関係のイメージ



タイプ 0 は、地域包括ケアシステムの構築に役立つ可能性が秘められていると考えられているが、そもそも行政や専門機関とのかかわりを望んでいない可能性もあるため、行政や専門職の介入により、タイプ 0 の場としての機能が損なわれることも想定される。行政がまず把握すべきは、タイプⅠからタイプⅢである。

（４）板橋区の高齢者の「居場所」のタイプの整理

植田先生のお話を踏まえ、板橋区の通いの場について、タイプ別に把握、整理を行った。
ただし、以下の分類は、活動内容や頻度等、場合によって変わるものである。



4 閉じこもりがちな人へのアプローチ方法について

まずは、今まで社会活動に無関心だった層、又は活動を知らない層をターゲットに、住民に広く選択肢があること、参加することの重要性を発信することが重要である。また、支援者側（行政）からのアプローチは、それだけで拒絶をする高齢者もいるため、住民の口コミ等、住民の力を活かすことが効果的である。

第2章 検討結果

孤立する高齢者を地域に繋ぐための対応策として、以下のとおり実施する。

1 周知活動の強化

周知活動を強化することで、板橋区にどのような高齢者の居場所となり得る「通いの場」があるのか区民が目にする機会を増やし、孤立する高齢者を地域に繋げていく。

既存のイベントや事業における組織横断的な連携

作業部会で、各部署が所管する通いの場の課題等の共有を行った。今後は、組織横断的に連携し、それぞれの情報をそれぞれの層に発信していく。それにより、今まで事業の情報が届いていなかった住民層に情報を伝え、住民の社会参加の選択肢を広げる。各事業の既存の参加者に多くの選択肢を示すことで、家族、友人、ご近所へ口コミによる周知を行ってもらい、無関心層へのアプローチにつなげる。

【取組例①】

シルバー人材センター会員向けの広報誌「生きいき」（令和6年9月25日発行）に「ふれあい館」に関する記事を掲載



【取組例②】

福祉の森サロンメンバー、サポートぬくもり利用会員を対象とした、令和6年度サロンプブロック連絡会において、他部署が管轄する通いの場に関する事業のチラシを配架

A I P 広報紙「住ま居る～いつまでも笑顔で～」の活用

A I P 広報紙「住ま居る～いつまでも笑顔で～」(令和7年2月号)で、通いの場の特集記事を掲載する。広報紙は新聞折り込みや医療・介護関係機関への配布によって、広く、区民に周知するほか、閉じこもりがちな方へのアプローチとして、「高齢者見守り訪問調査」を活用し、配付する。

「高齢者見守り訪問調査」とは、高齢者の方の孤立を防ぎ、福祉や介護などのサービスを必要とする方を区・関係機関へ円滑につなぐため、年に1回民生・児童委員に依頼し、75歳以上の高齢者宅を訪問する調査である。例年3月の地区民生・児童委員協議会で民生委員に依頼している。訪問の際に、閉じこもりがちな方、地域に出てきて欲しい方に広報紙を渡してもらう、若しくは、ポスティングしてもらうことで、閉じこもりがちな方への能動的な働きかけを行う。

A I Pポスターの作成・掲示

「通いの場」の内容をまとめたポスターを作成し、区施設に掲示を依頼する。なお、作成したポスターは、令和7年1月14日（火）から1月17日（金）の期間で設ける本庁舎プロモーションコーナーの展示ブースにおいても掲示し、社会参加することの重要性を呼びかける。

2 情報の一元化

各部署が所管する通いの場の事業の最新情報を、区民や地域の専門職が一体的に検索できるように情報を一元化することで、閉じこもりがちな高齢者が、近所にある「家以外で安心・安全だと感じられる居場所」を知る機会を増やす。

板橋区医療・介護・障がい福祉連携MAPシステム（以下、「MAPシステム」という。）の機能拡充

現行のMAPシステムは、ウェブサイトから簡単に、区内の医療機関、薬局、介護事業者、障がい福祉事業者が一体的に検索できるものとなっており、地図・住所・事業所名等、様々な方法で検索が可能である。

高齢者が居場所に通い続けるためには、自宅から近く、通いやすい居場所であることが重視されているため、MAPシステムに、通いの場の情報を追加して、「家の近くにどのような通いの場があるのか」、情報を一元的に閲覧することができるシステムとなるよう機能を拡充する。

また、機能拡充について、区民のみならず、地域の専門職にも周知を行い、退院時等に、必要とする人が介護サービスのみならず、地域資源に繋がる機会を拡大していく。

3 その他

（既存事業）大人の活動ガイド「ステップ」

大人の活動ガイド「ステップ」では、高齢者が、地元いたばしで、ひとりでも始められて、良いと思えば続けられる活動を冊子でまとめている。グリーンカレッジや生涯学習センターをはじめ、高齢者の居場所となり得る事業が掲載されている。2年に1度冊子を作成し、ホームページは1年に1回更新し、高齢者への活動紹介に活用されている。



▲WEB版はこちら